

# 群馬大学理工学部教務委員会規程

平成25. 4. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1 令和 4. 6. 1

令和 5. 4. 1 令和 7. 4. 1

## (設 置)

第1条 群馬大学理工学部に、群馬大学理工学部教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学及び卒業に関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) 非常勤講師に関すること。
- (4) 科目等履修生、聴講生及び研究生に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (6) その他教務及び学事に関する重要事項

## (組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、第3号の委員は第4号の委員を兼任することができる。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長及び副委員長 各1人
  - (2) 理工学基盤部門から選出された正副委員 各1人
  - (3) 各類から選出された正副委員（類を代表する） 各2人
  - (4) 学部の各プログラムから選出された委員 各1人
  - (5) その他学部長が指名する教員 若干人
- 2 前項に掲げる者のほか、類改組前の学科に所属する学生が在籍している間、当該学科に属していた教員を類等より選出し、委員に加えることができる。

## (任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 各委員が出席できないときは、代理の出席をもって代えることができる。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (報 告 等)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(小委員会)

第8条 委員会に、審議の円滑を図るため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第3条第2項に基づき、委員会に加えることができる教員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 物質・環境類から選出された、化学・生物化学科、環境創生理工学科環境エネルギーコース、環境創生理工学科社会基盤・防災コースを担当する委員 各1人
  - (2) 電子・機械類から選出された、機械知能システム理工学科、電子情報理工学科電気電子コースを担当する委員 各1人
  - (3) 総合理工学科から選出された委員 1人
  - (4) 情報学部から選出された、電子情報理工学科情報科学コースを担当する委員 1人